

五泉市の事業者のみなさまへ

インターネットショッピングモールへの

出店を支援します！

【五泉市インターネットショッピングモール出店支援事業補助金】

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少などの影響を受けている中小企業者に対して、販路拡大と新規需要の開拓を促進するため、インターネットショッピングモールへの新規出店費用及び運営に要する費用を支援します。

【対象者】

以下の要件をすべて満たす事業者

- 市内に本社または主たる事業所を有すること
- 国および県から同様の補助金の交付を受けていないこと
- フランチャイズ加盟店、チェーン店でないこと
- 反社会的勢力でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む事業者でないこと
- 政治または宗教活動を目的とする事業者でないこと

【補助対象経費】

- インターネットショッピングモールへの新規出店に係る費用
 - ・初期登録費用
 - ・出品にかかる費用
 - ・月額利用料（最大6カ月）
 - ・店舗サイトや商品の広告掲載に係る費用（最大6カ月）
- インターネットショッピングモールへの新規出店に係る外注委託費用
 - ・商品の写真撮影に係る費用
 - ・インターネットショッピングモールにおけるページの作成委託費

【補助対象外経費】

- ・パソコンなどの備品購入費用及び関連設備の導入に係る費用
- ・事業者が自ら行うウェブサイトのデザイン及びシステム構築に要する費用
- ・決済システム利用に係る手数料
- ・売上に伴い発生する手数料
- ・商品送料
- ・消費税（地方消費税を含む）

【補助額】

- 補助対象経費の2分の1以内 上限20万円
(1,000円未満の端数は切り捨てとする) ※申請は1事業者1回まで

【申請方法】

- インターネットショッピングモールに出店する前に以下の書類を揃えて提出してください。

- ・五泉市インターネットショッピングモール出店支援事業補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・インターネットショッピングモール出店先が分かる書類
- ・対象経費の算出根拠となる書類の写し（見積書など）

※補助金交付決定前に事業に着手したい場合はご相談ください。

- 事業完了後、令和4年2月15日（火）までに実績報告書を提出できるものが対象です。
- 申請書は、市役所商工観光課、村松支所地域振興係、五泉商工会議所、村松商工会にあります。また、五泉市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法】

- 申請書は窓口にお持ちいただくか郵送で提出してください。郵送料は申請者の負担となります。
- 送付先 〒959-1692 五泉市太田 1094 番地 1
五泉市役所商工観光課商工係

【問い合わせ】

- 五泉市役所 商工観光課 商工係 TEL：43-3911（代表）

【申請から交付まで】

- ①申請（事業者が市へ提出）
- ②補助金交付決定（市が事業者へ通知）
- ③事業着手（事業者がインターネットショッピングモールへ出店）
- ④実績報告（事業者が市へ提出）

※事業完了日から30日以内または令和4年2月15日（火）のいずれか早い期日までに提出してください。

- ⑤補助金確定通知書（市が事業者へ通知）
- ⑥補助金請求（事業者が市へ提出）
- ⑦補助金交付（市が事業者へ補助金を交付）